平成２３年（フ）第２４２号
高知市寿町６番12号
債務者　濱田　賢治
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５０号
高知市大津乙2277番地１地先
債務者　徳弘　和衛
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５２号
高知市桟橋通３丁目11番１号
債務者　信清　由香
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５５号
高知市潮新町１丁目12番17号　駐車センター２Ｆ
債務者　池本　　靖
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３２号
福岡県小郡市下西鯵坂1670番地２
債務者　西村　光恵
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４８号
福岡県久留米市大善寺南２丁目３番1400―503号
債務者　堤　由香利
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２０号
長崎県対馬市厳原町大手橋1249番地６、前住所長崎県対馬市厳原町今屋敷714番地
債務者　古藤　明奈
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
大分市王子西町３番31号　冨高ビル201
債務者　惠本　貴光
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０７号
大分市山津町２丁目３番10号　スカイコート大分804
債務者　西村　淳子（旧姓岩城・豆畑）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５５号
鹿児島県志布志市有明町蓬原3192番地
債務者　折戸寿二朗
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
松江市古志原６丁目２番２号
債務者　内田　眞哉
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
青森県五所川原市字末広町１番地95　野宮方
債務者　野宮　郁子（旧姓神）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
山口県周南市川手２丁目14―６　ＡＳＵＴＡＮＡ201、住民票上の住所山口県下関市上新地町５丁目２番３号
債務者　宮本　伸二
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４１５号
東京都八王子市中野上町５丁目４番３号
債務者　赤坂　雅文
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７２号
神奈川県藤沢市石川３丁目１番地の２　コスモス湘南201
債務者　脇田　克己
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８３号
横浜市港南区笹下１丁目９番９―402号
債務者　椎田　　治
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８４号
横浜市港南区笹下１丁目９番９―402号
債務者　椎田　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部